

ぎふSDGs推進パートナー登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、SDGsの達成に向けた事業者の取組みを見える化し、促進する「ぎふSDGs推進パートナー登録制度」(以下「本制度」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(制度の趣旨)

第2条 本制度は、県内事業者がその事業活動とSDGsの関係について考え、自ら目標を設定してその達成に向けて取り組むことで、県内のSDGsの取組みが活性化し、持続可能な社会の実現に寄与することを目指すものとする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 事業者

岐阜県内に事業所等を有し、県内において事業活動を行う法人、団体または個人事業主

(2) 中小企業

中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれかに該当する事業者

(3) 大企業

中小企業に該当しない会社

(4) みなし大企業

次に掲げるいずれかの事項に該当する中小企業

ア 大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資していること。

イ 大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資していること。

ウ 役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務していること。

エ その他大企業が実質的に経営を支配(大企業及びその子会社等が過半数の議決権を保持する場合など)する力を有すると考えられること。

(5) 中小企業等

次に掲げるいずれかの事業者

ア 中小企業（みなし大企業を除く）

イ ア以外の事業者で、次に掲げるいずれかの事項に該当する者

（ア）資本金の額若しくは出資の総額が3億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5,000万円、卸売業を主たる事業とする事業者については1億円）を超えないこと。

（イ）常時雇用する労働者の数が300人（小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については100人）を超えないこと。

(6) 大企業等

中小企業等以外の事業者

(7) 登録事業者

第7条の規定により、本制度の登録事業者として県に登録された事業者

（登録の区分）

第4条 本制度の登録の区分は、シルバーパートナーとゴールドパートナーの2種類とする。

（登録の要件）

第5条 シルバーパートナーの登録は、次の各号のすべての要件に該当するものについて行うものとする。

(1) 「清流の国ぎふ」SDGs推進ネットワークに加入している事業者であること。

(2) 環境、社会、経済の各分野において、SDGsの達成に向けて自ら行う重点的な取組みの指標、目標が設定され、それに向けた取組み実績があること。

(3) 重点的な取組みとSDGsの17のゴールのいずれかとの関連付けがなされていること。

(4) 重点的な取組みが従業員に共有されており、かつ当該取組みを達成するための仕組みが組織内に構築されていること。

(5) 重点的な取組みを自らのホームページ等で対外的に公表していること。

(6) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(7) 過去において法令に違反した重大な事実がある、またはその他の理由で

登録を受けることが適当でないといふことが認められる者でないこと。

2 ゴールドパートナーの登録は、次の各号のすべての要件に該当するものについて行うものとする。

(1) 前項各号のすべての要件に該当すること。

(2) 「SDGsの達成に向けた具体的な取組みチェックリスト(様式第3号)」に掲げる項目において、次の基準に該当すること。

ア 中小企業等については、ガバナンス、環境、社会、経済の各分野において2割以上、全体で6割以上の項目数を満たしていること。

イ 大企業等については、ガバナンス、環境、社会、経済の各分野において3割以上、全体で8割以上の項目数を満たしていること。

(登録の申請)

第6条 シルバーパートナーの登録を申請する事業者は、次に掲げる書類を知事が定める期間内に知事に提出するものとする。

(1) ぎふSDGs推進パートナー登録(更新)申請書(様式第1号)

(2) SDGsの達成に向けた重点的な取組み宣言書(様式第2号)

(3) その他知事が必要と認める書類

2 ゴールドパートナーの登録を申請する事業者は、次に掲げる書類を知事が定める期間内に知事に提出するものとする。

(1) ぎふSDGs推進パートナー登録(更新)申請書(様式第1号)

(2) SDGsの達成に向けた重点的な取組み宣言書(様式第2号)

(3) SDGsの達成に向けた具体的な取組みチェックリスト(様式第3号)

(4) その他知事が必要と認める書類

(登録の実施)

第7条 知事は、前条第1項の申請が第5条第1項の登録の要件を満たすと認めるときは、当該申請をした事業者をシルバーパートナーとして、前条第2項の申請が第5条第2項の登録の要件を満たすと認めるときは、当該申請をした事業者をゴールドパートナーとして、それぞれ登録する。

2 知事は、第5条第2項第1号の要件を満たし、同項第2号の要件を満たさない事業者を、同条第1項の要件を満たしたものとして取り扱うことができる。

(登録証の交付等)

第8条 知事は、前条によりシルバーパートナー又はゴールドパートナーに登

録した事業者に対し登録証を交付し、別記のオリジナルロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用を認めるものとする。

- 2 ロゴマークの使用方法等の取扱いについては、県が別に策定するガイドラインによるものとする。
- 3 知事は、前条による登録をしたときは、県ホームページ等において公表するものとする。

（登録の有効期間及び更新）

第9条 登録の有効期間は、登録を行った日から起算して3年を経過する日の属する月の末日までとする。

2 前項の有効期間の満了後引き続き登録を受けようとする登録事業者は、登録の更新を受けるものとする。

3 前項の登録の更新を申請する登録事業者は、知事が定める期間内に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を知事に提出するものとする。

(1) シルバーパートナー 第6条第1項各号に掲げる書類（同項第2号及び第3号にあっては、従前の登録の申請時に提出したものから変更がある場合に限る。）

(2) ゴールドパートナー 第6条第2項各号に掲げる書類（同項第2号から第4号までにあっては、従前の登録の申請時に提出したものから変更がある場合に限る。）

4 前2条の規定は、前項の登録の更新について準用する。この場合において、第7条第1項中「前条第1項」及び「前条第2項」とあるのは、「第9条第3項」と読み替えるものとする。

5 第2項の登録の更新の申請が従前の登録の有効期間（以下「登録の有効期間」という。）の満了の日の30日前までになされた場合において、登録の有効期間の満了の日までに登録の更新がなされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後も当該更新がなされるまでの間は、なおその効力を有する。

（登録の変更）

第10条 登録事業者は、登録内容に変更が生じたときは、「ぎふSDGs推進パートナー登録内容変更申請書(様式第4号)」を知事へ提出するものとする。

（登録の辞退）

第 11 条 登録事業者は、登録の辞退をしようとするときは、「ぎふSDGs 推進パートナー辞退届（様式第 5 号）」を知事へ提出するものとする。

（登録の取消）

第 12 条 知事は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消し、第 8 条に定める登録証及びロゴマークの使用を中止させることができる。

- (1) 虚偽または不正な手段により登録したことが判明した場合
- (2) 法令に違反する重大な事案が発生した場合
- (3) 登録内容について、実態がないことが判明した場合
- (4) その他、登録事業者として適当でないと県が認める場合

2 知事は、前項の取り消しを行った場合は、当該取り消しを受けた事業者に対し、その理由を付して書面で通知するものとする。

（調査）

第 13 条 知事は、登録を申請する事業者が第 5 条の登録の要件を満たしていることを確認するため、必要に応じて当該事業者に対し聴き取り及び現地調査を実施するほか、必要書類等の提出を求めることができるものとする。

2 知事は、取組状況等の確認をするため、必要に応じて登録事業者に対して聴き取り及び現地調査を実施するほか、必要書類等の提出を求めることができるものとする。

（その他）

第 14 条 この要綱に規定するもののほか、本制度の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(別記)

シルバーパートナー用ロゴマーク	ゴールドパートナー用ロゴマーク
	
	
	
	

(様式第2号)

SDGsの達成に向けた重点的な取組み宣言書

作成日:	
事業者名:	

三側面	SDGsの達成に向けた重点的な取組み	関連するSDGsゴール (最大3つ)	実績	指標・目標	
				指標	目標
環境				指標	
				目標	
社会				指標	
				目標	
経済				指標	
				目標	
ガバナンス	チェック	SDGsの達成に向けた重点的な取組みが従業員に共有されており、かつ達成するための仕組みが組織内に構築されている(PDCAサイクル等)。 <具体的な内容を記載>			
	<input type="checkbox"/>				
ガバナンス	<input type="checkbox"/>	SDGsの達成に向けた重点的な取組みをホームページ等で対外的に公表している。			
		・SDGsの取組み記載ページのURL: ・ホームページ以外の取組みの公表方法:			

SDGsの達成に向けた具体的な取組みチェックリスト

作成日	
事業者名	
形態	

【登録基準】

- ◎中小企業等 各項目20%以上 かつ 総合60%以上
- ◎大企業等 各項目30%以上 かつ 総合80%以上

書面審査にあたり、回答いただいた内容について根拠書類の提出をお願いする場合があります。

	達成率	基準の達成
ガバナンス		
環境		
社会		
経済		
合計		
	総合判定	

大項目	中項目	小項目	回答	ゴール・ターゲット	
1 ガバナンス	管理体制	経営理念	・経営理念及び経営目標にSDGsの理念やゴールを取り入れており、かつ従業員に共有している	8、9	
		組織体制	・CSR活動に関する方針・取組みを定めている	17.16、17.17	
			・リスクを特定し、資産・活動を保護するための方針・対策を定めている	16	
		法令遵守	・法令遵守(コンプライアンス)に関する方針やルールを社内規程(就業規則等)に定めている	4.4、16.5、16.7、16.10	
			・法令遵守(コンプライアンス)に関する従業員への研修を実施している	16	
		情報セキュリティ	・情報セキュリティに関する方針やルールを社内規程(就業規則等)に定めている	4.4、16.10	
			・情報セキュリティに関する従業員への研修を実施している	16	
		個人情報	・個人情報保護に関する方針やルールを社内規程(就業規則等)に定めている	16.10	
		事業継続	・事故、災害、感染症などの発生時におけるBCP(事業継続計画)を策定している	1.5、11.5、13.1	
10	情報公開	・環境情報、社会貢献活動などの情報をホームページ等を活用し対外的に公開している	17.16、17.17		

0

大項目	中項目	小項目	回答	ゴール・ターゲット	
1 環境	自然環境	生物多様性	・事業活動が生物多様性に与える影響を把握し、その対策を定めている	6.6、15.1-15.5、15.8	
			・生物の生息地、希少種・在来種の保全のため、地域に適した植林・植樹、里山保全活動等の活動を実施している	6.6、14.1、15.4、15.5、15.8	
		天然資源の持続的利用	・天然資源の保全に配慮された、認証製品の利用を進めている(森林資源:FSC認証、パーム油:RSPO認証、ゴム:FSC認証、RSPO認証、コーヒー:レインフォレスト等、天然水産物:MSC認証、養殖海産物:ASC認証等)	12.2、14.4、15	
	循環型社会	3R	・事業活動において使用・廃棄する紙の削減、再利用、再資源化を進めている	11.6、12.3-12.5	
			・事業活動において発生するプラスチックごみの削減、再利用、再資源化を進めている	11.6、12.3-12.5	
		環境汚染予防	・自社の廃棄物の種類・量を把握しており、その削減に向けた目標がある	6.3、11.6、12.3-12.5	
			・自社が利用する有害化学物質の種類、量を把握し、適切に管理している	6.3、11.6、12.3-12.5	
	9 脱炭素	温室効果ガス	・燃料の燃焼等による自社の温室効果ガス(二酸化炭素、フロンガス等)の直接的な排出量(スコープ1)を把握している	7.2-7.a,11.6、12.4、13.3	
			・燃料の燃焼等による自社の温室効果ガス(二酸化炭素、フロンガス等)の直接的な排出量(スコープ1)の削減に向けた目標がある	7.2-7.a,11.6、12.4、13.3	
			・他者から供給された電力・熱エネルギーの使用による温室効果ガス(二酸化炭素、フロンガス等)の間接的な排出量(スコープ2)を把握している	7.2-7.a,11.6、12.4、13.3	
			・他者から供給された電力・熱エネルギーの使用による温室効果ガス(二酸化炭素、フロンガス等)の間接的な排出量(スコープ2)の削減に向けた目標がある	7.2-7.a,11.6、12.4、13.3	
			・脱炭素社会の実現に向け、温室効果ガスの削減目標があり、排出の抑制に取り組んでいる。	7.2-7.a,11.6、12.4、13.3	
		省エネ	・カーボン・クレジット(J-クレジット制度等)を購入し、カーボンオフセットに貢献している	7.2-7.a,11.6、12.4、13.3	
			・自社の使用電力量を把握しており、その削減に向けた目標がある	7.3、8.4、9.4、13.3	
		再生可能エネルギー	・省エネに向けた取組みを実施している(事業所のLED化、エネルギー効率の高い設備の導入等)	7.3、8.4、9.4、13.3	
			・再生可能エネルギー、グリーン電力を導入している(太陽光発電パネルの設置、水力・地熱・風力・バイオマス、水素エネルギー等の発電による電力購入等)	7.2、9.4、13.3	
		18	その他	・事業所の使用電力のうち31.5%※以上を再生可能エネルギーで購っている ※岐阜県エネルギービジョン目標値 再エネ電力比率31.5%(2025年度)	
	・環境に資する取組み()			自由記載 非加算	

0

大項目	中項目	小項目	回答	ゴール・ターゲット	
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23	社会 人権	差別の禁止	・人権尊重、差別の禁止に関する方針を企業理念や社内規程(就業規則等)に定めている	5、8.5、8.8、10.2、10.3、16.7	
		ハラスメント禁止	・ハラスメント(セクハラ、マタハラ及びパワハラ等)の禁止を社内規程(就業規則等)に定めている ・ハラスメント(セクハラ、マタハラ及びパワハラ等)を防止するための取組みを実施している(研修の実施、相談窓口の設置等)	5.1、5.2、8.8、10.2、10.3、16.1	
	労働慣行	労働安全衛生	・労働安全衛生の方針やルールを社内規程(就業規則等)に定めている	8.8	
		公正な待遇	・正規雇用者と非正規雇用者の職務内容と責任度合いを把握し、賃金・福利厚生等の待遇の基準を明確化している	8.5、10.4	
			・面談、ヒアリング、アンケート等、年1回以上、従業員とのコミュニケーションの機会を設けている	8、10.4	
		労働時間	・適切な労働慣行の実現に関する方針やルールを社内規程(就業規則等)に定めている	3.4、8.5	
			・過去1年間において、常用従業員(パートタイム労働者を含む)1人あたりの所定外労働時間が月10時間以下であり、月45時間以上の従業員がゼロである	8	
		有給取得	・過去1年間において、期間を定めず雇われている労働者(パートタイム労働者を除く)の年次有給休暇の取得率が55%以上である	3.4、8.5	
		人材育成	・職務、役割等に応じた従業員への研修等が実施されている	4.4、4.5、8.5、8.6	
		健康経営	・従業員の健康維持のための具体的な取組みを実施している(定期健康診断の実施と診断結果のフォロー、健康増進に向けたイベント開催等)	3.4、3.8	
		女性の活躍	・女性管理職(課長相当職以上※役員を除く)比率、女性採用比率の目標を設定している	4.5、5.4、5.5、8.5	
			・女性管理職比率が産業別平均値を超えている	4.5、5、8.5	
	・男性女性の育児休業取得の促進、子連れ出勤等、仕事と育児の両立に向けた取組みを実践している ・女性のキャリアアップに向けた研修・セミナー等、女性の活躍に向けた取組みを実践している		5、8 4.5、5、8.5		
	ダイバーシティ・インクルージョン	・高齢者が活躍できる環境づくりを進めている(安全確保のための設備の導入、職場環境の改善等)	8.8、10.2		
		・障がい者が活躍できる環境づくりを進めている(安全確保のための設備の導入、職場環境の改善等)	8.5、10.2		
		・外国人を雇用しており、当該外国人材が活躍できる職場環境づくりを進めている(外国人社員の日本語能力向上支援、宗教や食文化への対応等)	10.2		
	勤務形態	・リモートワーク、フレックスタイム等を導入し、柔軟な勤務形態(場所・時間)を認めている	5.4、8.2		
	社会貢献	地域貢献	・地域の自治体やコミュニティ(自治会等)と交流する機会を設けている ・地域に貢献する活動(寄付、地域の防災・清掃活動等)を実施している	11、12.8、17.16、17.17 11、12.8、17	
			・地域の次世代を担う人材育成(子供たちへの就業体験、キッズスクール等)を実施している	4、11、12	
		SDGsの普及啓発	・地域社会に向けてSDGsの普及啓発(講演、講習等)や情報発信(ホームページ、SNS等)を展開している	11、12.8、17.16、17.17	
	その他		・社会に資する取組み()	自由記載 非加算	

0

大項目	中項目	小項目	回答	ゴール・ターゲット	
1 2 3 4 5 6 7 8 9	経済 公正な事業慣行	公正な競争	・不正な競争・取引の禁止、汚職・贈収賄の禁止を社内規程(就業規則等)に定めている	16.4、16.5	
		知的財産保護	・知的財産権を侵害しないよう、適切に対応している	16.4、16.5	
		サプライチェーン管理	・取引先に対して、人権尊重や生物多様性の重要性、ハラスメント防止等の重要性を説明し、その遵守を要請している	9.3、12.3、12.4	
	製品・サービス	製品・サービスの安全性と品質	・製品安全に関する方針・目標・組織体制・基準等を定めている	9、12	
		環境配慮	・製品・サービスにおいて、環境への負荷軽減に配慮している(CO2の削減、省エネ、廃棄物の削減、リサイクルしやすい製品設計等)	6、7、9、12、13、14、15	
		社会課題解決	・製品やサービスにおいて、社会課題解決を考慮している(人手不足の解消、地域の活性化等)	8、9、11	
		地産地消	・地元原材料、製品、サービス等を優先的に活用している	12.8、12b	
		DX(デジタル・トランスフォーメーション)	・デジタル技術を活用し、業務の効率化やビジネスモデルの変革に取り組んでいる	8、9、11、12	
	パートナーシップ	・異業種連携により、新たなビジネスや付加価値の創出に取り組んでいる	17		
その他		・経済に資する取組み()	自由記載 非加算		

0

(様式第4号)

年 月 日

ぎふSDGs推進パートナー登録内容変更申請書

岐阜県知事 へ

所在地 _____
事業者名 _____
代表者 _____
電話番号 _____

年 月 日付けで受けた登録内容を変更したいので、ぎふSDGs推進パートナー登録制度実施要綱第10条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 変更前

2 変更後

3 添付資料

- (1) SDGsの達成に向けた重点的な取組み宣言書(様式第2号)
※様式第2号を変更する場合
- (2) SDGsの達成に向けた具体的な取組みチェックリスト(様式第3号)
※様式第3号を変更する場合

(様式第5号)

年 月 日

ぎふSDGs推進パートナー辞退届

岐阜県知事 へ

所在地 _____
事業者名 _____
代表者 _____
電話番号 _____

ぎふSDGs推進パートナー登録制度実施要綱第11条の規定により、登録の辞退を届け出ます。

<辞退理由>